

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処
調達会計部長 黒 木 和 彦

一般競争について下記のとおり実施するので、陸上自衛隊が示す「入札及び契約心得」等関係事項を承諾のうえ参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

(1) 品名等

品 名	規 格	単位	数量
多連装ロケットシステム自走発射機 M 270AJ ほか5件	別紙第1「売払要領指定書」、別紙第2「売払 条件書」及び別紙第3「内訳書」のとおり		

※ 本入札は、解体及び溶解を要する。

(2) 搬出場所

別紙第3「内訳書」のとおり

(3) 代金納付期限

解体又は搬出のいずれか先に実施する日まで

(4) 搬出期限

令和8年12月18日（金）

(5) 解体期限及び書類提出期限

令和9年3月31日（水）

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和8年度有効の全省庁統一競争参加資格「物品の買受け」の「A」、「B」又は「C」の格付を保有し、北海道地域に競争参加資格を有する者であること。

(4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 別紙第4「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

(6) 関係法令に基づき、許可を有する者であること。

3 契約条項等を示す場所

契約条項及び「入札及び契約心得」については、北海道補給処調達会計部に掲示するほか、北海道補給処ホームページにも掲載する。

4 競争入札執行の日時及び場所

(1) 日 時

令和8年8月24日（月）10時00分

(2) 場 所

陸上自衛隊北海道補給処調達会計部入札室

5 落札決定方法

- (1) 総額（税抜き）により決定する。
- (2) 予定価格以上の最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
なお、同額の場合はくじ引きにより決定する。

6 保証金、違約金及び損害賠償金に関する事項

- (1) 入札保証金は免除する。
ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従った契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金は免除する。
ただし、契約者が「入札及び契約心得」に従った契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10を違約金として徴収する。
- (3) 売払物品を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の100分の10に相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。また、一般市場に流通させるに至らなかった場合でも、その未遂があった場合には、契約金額の100分の10に相当する金額の違約金を徴収する。

7 入札の無効

- (1) 第2項に示した競争に参加するために必要な資格のない者がした入札
- (2) 入札に関する条件に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者及び押印が判別し難い又は押印を省略する場合に担当者氏名及び連絡先の記載がない入札書
- (4) 入札開始時刻に遅れたもの、又は郵便入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書
- (5) 電話、電報及びFAXによる入札
- (6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

8 契約書の作成

落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成し、「不用物品売払契約条項」、「談合等の不正行為に関する特約条項」、「暴力団排除に関する特約条項」、「売払い物品の解体に関する特約条項」を付する。

9 現場説明会等

- (1) 現場説明会は実施しない。
- (2) 現場視認
ア 現場視認を希望する者は調整のうえ、令和8年8月20日（木）17時00分までの間（土日祝日及び令和8年8月7日から令和8年8月18日までの間を除く）において視認されたい。
イ 調整先
陸上自衛隊北海道補給処補給部回収課（担当 高田）
電 話 0123-36-8611（内線 5515）

10 その他

(1) 提出書類

ア 資格決定通知書に関し、本年度初めて当補給処の入札に参加する者又は記載内容に変更のあった者は、当該写しを入札時まで提出する。(FAX可)

イ 代表者以外の入札者は、委任状を入札時に提出する。

なお、郵便入札の場合も同様とする。

(2) 入札書の記載要領等

入札書に記載すべき金額は、消費税抜きの金額とする。

(3) 郵便入札

ア 郵便による入札参加を推奨する。(感染症防止のため。)

イ 郵便入札の要領等

(ア) 送付先

〒061-1393 恵庭市西島松308

陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課第2契約班

(イ) 送付期限

令和8年8月21日(金) 17時00分(必着)

(ウ) 送付要領

a 入札書は、「多連装ロケットシステム自走発射機 M270AJ ほか5件 入札書在中」と朱書きされた小封筒の中に入れて封印する。

b 上記aの入札書が入った小封筒と資格決定通知書(写)(※未提出の場合のみ)を郵送用封筒に入れて配達が証明できる郵便又はメール便にて送付する。

(エ) 到着の確認

郵送により入札を行う者は、発送した後契約課担当者に到着の確認を行うものとする。

(4) 再度入札

ア 郵便による入札者がいない場合、直ちに実施する。

イ 郵便による入札者がいる場合

(ア) 再度入札の実施日時

令和8年8月26日(水) 15時00分

(イ) 郵便入札の要領

a 送付期限

令和8年8月26日(水) 12時00分(必着)

b その他の要領

初度の入札と同様とする。

(5) 売払物品の引取等

ア 売払物品は現状渡しであり、細部仕様は現物優先とする。なお、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わない。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵(かし)等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできない。

イ 売払物品の引取りに際しては、事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は、全て買受人の責任において処理すること。

ウ 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とすること。

エ 売払物件の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。

(6) 所有権移転の時期

解体証明書を提出し、官側が受理(承認)したときとする。

- (7) 入札当日において、駐屯地内は調達会計部商議室、入札会場及び厚生センター以外への立入りは認めない。やむを得ない事情が発生した場合は、事前に担当者に申し出をして了承を得ること。この際、必要に応じ官側は立会する。

なお、駐屯地への入門は、入札開始時刻の概ね30分前からとし、入札会場には、入札開始時刻の概ね20分前から入室できる。

- (8) 入札に関する問い合わせ先

ア 売払物品に関する事項

第9項第2号イのとおり

イ 入札及び契約等に関する事項

〒061-1393 恵庭市西島松308

陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課（担当：安達）

電 話 0123-36-8611（内線5886）

FAX 0123-36-8719（直通）

- (9) 公告掲示場所

ア 掲示板

(ア) 島松駐屯地

(イ) 恵庭、千歳、札幌各商工会議所

イ 北海道補給処ホームページ

<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>

- (10) 公告掲示期間

令和8年7月23日～令和8年8月24日

売 払 要 領 指 定 書

1 処分品及び材質別重量区分

- (1) 処分品
多連装ロケットシステム自走発射式M270×6両（北千歳5両、上富良野1両）
- (2) 材質別重量区分
付紙第1「多連装ロケットシステム自走発射機M270材質別重量区分表」
なお、売払品の実質重量については現物現況を優先する。

2 引渡場所等

- (1) 引渡場所
ア 〒066-8668 北海道千歳市北信濃724番地 陸上自衛隊北千歳駐屯地
イ 〒071-0562 北海道空知郡上富良野町南町4丁目948 陸上自衛隊上富良野駐屯地
- (2) 引渡しは庭先渡しとし、積込・搬出・輸送は契約相手方が行うものとする。
積込から処分完了までの間、契約相手方は、紛失、盗難防止、に留意するものとする。
この際、処分品は外部から見えない処置を行うとともに、搬入後は鍵の掛かる施設で保管するものとする。
- (3) 搬出完了期限
全ての駐屯地の処分品を令和8年12月18日（金）までに搬出する。

3 解体場所等

- (1) 武器部位の溶断は、引渡場所内で実施する。
- (2) 解体場所は引渡場所内または、契約者が所有する敷地内とする。
- (3) 契約者が引渡場所以外で解体する場合、処分品の所有権の移転時期は、担当官が解体証明書を受理したときとする。
- (4) 北千歳駐屯地の1両は武器部位、破壊部位への溶断・破壊処置完了状態での引渡しとする。

4 処分完了期限

令和9年3月31日（水）
解体完了をもって処分完了とする。

5 提出書類

数量及び提出時期は下表のとおり厳守する。

書 類 名	数量	提 出 時 期
受領書	4	別紙第2の付紙第2 引渡し時 ※解体完了確認時をもって引渡すことができる。
処分工程表	2	様式随意 解体予定日並びに解体の実施企業名及び実施場所を記載し10日前までに提出する。
解体証明書	2	別紙第2の付紙第3 解体完了後速やかに
産業廃棄物管理票（写し）	1	発生した場合のみ（各自治体の様式による。）

6 売払条件書

別紙第2「売払条件書（多連装ロケットシステム自走発射機M270）」による。

7 解体工数及び材料

付紙第2「装軌車両の標準解体工数・材料表」による。

8 その他

「解体証明書」の立会者は役務検査官とする。

多連装ロケットシステム自走発射機M270材質別区分総括表（北千歳駐屯地5両分）

品名	構成材質											計
	鉄関係						非鉄関係					
	特級	1 級	2 級	級外	故銑	銅	ステンレス	真鍮	防弾アルミ	アルミ	その他	
ベース				1,809.6		59.2	118.8	8.0		945.8	431.2	3,372.4
タレット				1,649.1		23.6	14.9	5.0		2,204.0	290.1	4,186.6
ケージ				1,286.6		29.6	1,107.2	1.2	5,085.0	7,080.4	823.0	15,412.9
射撃統制装置				3.0		15.5				306.0	1,654.0	1,978.5
発射機部車体装置				132.3						170.5	525.0	827.8
トレーナM68										2,600.0	11,400.0	14,000.0
車体部	20,158.5	1,112.0	26.5	2,204.0	2,472.0	218.5	27.5		2,987.5	18,085.0	4,072.0	51,363.5
総 合 計	20,158.5	1,112.0	26.5	7,084.5	2,472.0	346.3	1,268.4	14.1	8,072.5	31,391.7	19,195.2	91,141.7

(単位：k g)

多連装ロケットシステム自走発射機M270材質別区分表（上富良野駐屯地1両分）

(単位：kg)

品名	構成材質											計
	鉄関係					非鉄関係						
	特級	1 級	2 級	級外	故銑	銅	ステンレス	真鍮	防弾アルミ	アルミ	その他	
ベース				361.9		11.8	23.8	1.6		189.2	86.2	674.5
タレット				329.8		4.7	3.0	1.0		440.8	58.0	837.3
ケージ				257.3		5.9	221.4	0.2	1,017.0	1,416.1	164.6	3,082.6
射撃統制装置				0.6		3.1				61.2	330.8	395.7
発射機部車体装置				26.5						34.1	105.0	165.6
トレーナM68										520.0	2,280.0	2,800.0
車体部	4,478.1	222.4	5.3	440.8	494.4	43.7	5.5		597.5	3,617.0	814.4	10,719.1
総 合 計	4,478.1	222.4	5.3	1,416.9	494.4	69.3	253.7	2.8	1,614.5	6,278.3	3,839.0	18,674.7

標準解体工数・材料表

装備品等名	1 t 当たりの 標準解体工数	1 t 当たりの使用材料	
		アセチレン (kg)	酸素 (m ³)
多連装ロケットシステム 自走発射機M270	7人/時	1. 5	7

売 払 条 件 書

「多連装ロケットシステム自走発射機M270」

1 適用範囲

この売払条件書は、北海道補給処が実施する「多連装ロケットシステム自走発射機M270」の売払契約（以下「処分」という。）の条件を規定する。

2 用語の定義

この売払条件書における用語の定義は、次の各号による。

(1) 武器部位

武器製造法等で規定する武器に指定されている部位をいう。

(2) 破壊部位

陸上自衛隊の装備品、部品等として特定できる部位又は再使用及び復元を防止する部位をいう。

(3) 破 壊

物品を溶断、破砕、圧縮等により、復元又は再使用できない状態にすることをいう。

(4) 破 砕

物品を3分割以上に切断等することをいう。

(5) 圧 縮

物品の再使用及び復元が不可能になるまで圧縮することをいう。

3 処分に関する要求

(1) 処分の実施場所

契約の相手方は、処分の実施に当たっては、すべて北海道内で行うものとする。

(2) 処分の設備

契約の相手方は、溶鉱炉又は据付型の破砕機（シュレッダ）を自社で保有し、自社及び提携企業等の設備をもって処分を行うものとする。

(3) 標準作業要領

契約の相手方は、付紙第1に示す作業を行う。

(4) 処分品の構成

処分品の構成は、別に貸与する基本構造図等資料により示す。

なお、処分品は、次の部位を取り外した状態とする。

ア 銘板類

イ エンジン、バッテリー及びトランスミッション又はこれに準ずる部位

ウ ガスによる圧力が生じている物品（消火装置、アキュームレータ等）

エ その他

ア、イ及びウの部位以外に取り外した部位がある場合は、売払要領指定書により示す。

(5) 処分品の材質別重量区分

処分品の材質別重量区分は、売払要領指定書により示す。

(6) 武器部位及び破壊部位

ア 武器部位は溶断する。

イ 破壊部位に対しては、破砕するか、復元又は再使用できない状態に切断を行うものとする。ただし、熔解を妨げるものではない。

ウ なお、武器部位及び破壊部位は、別に貸与する部位別処置要領により指定する。

(7) その他細部は売払要領指定書による。

4 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等（以下、担当官という。）が定める監督・検査実施要領による。

5 その他の要求

契約相手方は、担当官に対し、次表の書類を提出する。

書 類 名	数量	提出時期	備 考
受 領 書	売払要領指定書による。		様式は、付紙第2による。
処 分 工 程 表			解体予定日並びに解体の実施 企業名及び実施場所を記載する (様式随意)。
解 体 証 明 書			様式は、付紙第3による。
産業廃棄物管理票 (写し)			各自治体の様式による。

6 安全管理

処分における作業は、安全管理に万全を期すものとする。

7 官側の資料使用に関する注意

- (1) 売払条件書、基本構造図等資料等の官側の資料は、契約担当官等の許可なく防衛省以外で使用してはならない。
- (2) 売払条件書、基本構造図等資料等の官側の資料を基にして、契約の相手方が工業所有権を取得する場合は、契約担当官等の承認を得なければならない。

8 所有権の移転

処分品の所有権は、契約相手方が第5項に示す解体証明書を提出し、担当官が受理したときをもって、官側から契約相手方に移るものとする。

9 その他

契約相手方は、この売払条件書の内容に疑義が生じた場合は、担当官の指示を受けるものとする。

標準作業要領表

番号	作 業 要 領	備 考
1	車内残留物の確認	油その他残留危険物の確認
2	エンジンルームの開放及び内部残留物の取り外し	残留物等の回収及び切断作業
3	燃料タンクの油抜き及び取り外し並びに砲塔内部金物の切離し	残油の抜取作業及び金物切断
4	砲塔旋回部位固定ボルトの取り外し及びマウントレースの取り外し	切断作業及び回収作業
5	砲塔部の取り外し並びに外部金物及び本体の切断（注 1）	切断作業及び回収作業
6	履帯の切断及び車体外部金物の切断	切断作業及び回収作業
7	車体内部金物の切断（トランスミッション作動レバー等）	切断作業及び回収作業
8	車体上部の切断	切断作業及び回収作業
9	車体の反転	クレーン等作業
10	転輪、履帯及びサスペンションアームの切断	切断作業及び回収作業
11	車体下部の切断	切断作業及び回収作業
12	武器部位及び破壊部位の選別	選別作業
13	武器部位の溶断（注 2）	溶断作業
14	破壊部位の破壊（注 2）	破壊作業
15	スクラップの搬出	クレーン等作業

注 1：駐退復座装置、駐退装置、駐退機、復座緩衝器、平衡機、油補充機、自動・手動開閉器及び遊底緩衝機を有する場合は、事前に官側で取り外し作業を行った後、契約相手方に引き渡す。

2：契約相手方は武器部位の溶断、破壊部位の破壊については、必要に応じ官側の立会いの下実施するものとする。また、ほかの作業工程においても、官側が立会いを必要と認めた場合は、これに応じなければならない。

(解体証明書の様式)

令和 年 月 日

解 体 証 明 書

陸上自衛隊 北海道補給処
契約担当官 ○○○○ 殿

○○○○
代表者名 印

契約番号○○○○の解体処分について、次のとおり解体処置致しましたことを通知
します。

- 1 解体実施会社名 ○○○○
- 2 解体処分品の名称及び数量
- 3 解体実施日 令和 年 月 日
- 4 立 会 者 北海道補給処 補給部回収課 印

内 訳 書

番号	品 名	規 格	単位	数量	搬出場所
1	多連装ロケットシステム自走発 射機M270AJ	96-6027	EA	1	北千歳駐屯地
2	多連装ロケットシステム自走発 射機M270AJ	96-6102	EA	1	北千歳駐屯地
3	多連装ロケットシステム自走発 射機M270AJ	96-6113	EA	1	北千歳駐屯地
4	多連装ロケットシステム自走発 射機M270AJ (B)	96-6253	EA	1	北千歳駐屯地
5	多連装ロケットシステム自走発 射機M270AJ (B)	96-6363	EA	1	北千歳駐屯地
6	多連装ロケットシステム自走発 射機M270AJ (B)	96-6021	EA	1	上富良野駐屯地

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の再委託（再委託の届出によるものを除く）については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、（昭和14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役員、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合